

3. 新規連携組織への支援

平成17年4月中小企業新事業活動促進法が創設されたが、この主なものは市場を目指した新たな事業活動に挑む中小企業を支援する「新連携」を追加したことであり、これからの施策の中枢と見られることである。内容はやる気のある企業・企業群（ソフトな連携）に対し諸施策を支援するものとなっている。

さらに、ここ最近では会社法の成立に伴う新たな組織をはじめ、多様な組織が輩出しているのに鑑み、これらグループ等の創出を図るとともに、研究・開発を目的とするグループ等について新連携対策事業への対象となるべく支援する。

- ①新しい連携組織の発掘とグループ化・法人化等運営支援
- ②研究・開発の具体化と市場化支援
- ③国の新連携対策事業認定への積極的取り組み
- ④山形県食品産業協議会が行う食産業クラスター事業への協力・支援



4. 労働対策事業の推進

若年者から、中高年齢層までの雇用問題等について幅広く展開する。

- ①若者就職支援センターの継続運営

若年者の失業問題、雇用者とのミスマッチによる離職問題等が多く発生しており社会問題となっている状況下に鑑み、厚生労働省と山形県から委託を受け若年者の雇用促進を図るほか、若年労働者の職場定着支援や少子化に伴う仕事と職場の両立

- ②次世代育成支援対策推進センターの指定

職場と家庭の両立を目指しての職場環境作り

- ③65歳継続雇用導入プロジェクト事業

18年度から義務化になる、65歳継続雇用を達成するための対策事業の推進

5. 関連事業

- ①中小企業活路開拓調査・実現化事業

全国中央会の事業である中小企業活路開拓調査・実現化事業への積極的取り組み

- ②産業科学館運営事業（県）の受託

山形県の将来を担う子供や県民に対し、本県産業・企業が有する優れた製品や技術、県内地域の特産品や伝統工芸品等を認識させるとともに科学技術やものづくりの面白さを通して工業離れ・ものづくり離れから防止策の一環としても当該産業科学館の施設・設備を最大限に活用しながら、受託実施する。

- ③山形県工業会の運営受託

- ④山形県商店街振興組合連合会の運営受託

まちづくり三法の改正等による新しいまちづくりの構築に伴い、新しい枠組みを周知するとともに、改正中心市街地活性化法に基づく施策を活用して商店街等中小事業者の事業活動を支援する。

山形県中小企業団体中央会事務局組織図

組織機構については、人員の削減により大幅な見直しがおこなわれ、2部4課制を廃止し、新たに2部制を導入、仕事に応じフレキシブルな班編制で対応する。

